

自治会等協働公園維持活動助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が管理する都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園及び長岡京市都市公園条例(昭和47年長岡京市条例第22号)第17条の2に規定する公園(以下これらを「公園」という。)について、自治会等が維持管理の一部を担うことを推進し、公園の適正な維持管理、住民の利用の増進、危険の防止及びコミュニティ醸成の場として地域社会の健全な発展に寄与するため、予算の範囲内において、その活動資金の一部を助成することに関し、長岡京市補助金等交付規則(昭和57年長岡京市規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成金交付対象団体)

第2条 助成金の交付対象となる者は、自治会、子供会、女性の会、老人会、サークル団体等営利を目的としない者とする。ただし、本市域内で活動を行っている者に限る。

(助成金交付対象活動)

第3条 助成金の交付対象となる公園維持活動(以下「活動」という。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 除草清掃に関すること。
- (2) 公園施設の簡易な点検に関すること。
- (3) 公園施設の破損箇所の発見報告に関すること。
- (4) 公園の活用に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める活動に関すること。

2 活動は、助成金の交付を受けようとする者が行わなければならない。

3 活動の実施期間は、5月1日から9月30日までを上半期、10月1日から翌年の2月末日までを下半期とし、各期間内に1回以上活動を行うものとする。

4 市長は、これらの活動の実施に必要なゴミ袋を支給するものとする。

(助成金交付額の算出)

第4条 助成金交付額は、活動を行う公園の面積に1㎡当たり18円を乗じて得た額と、次に掲げる面積に応じた額の和から100円未満を切り捨てた額とする。

- (1) 公園面積の合計が150㎡未満 2,000円
- (2) 公園面積の合計が150㎡以上かつ300㎡未満 5,000円
- (3) 公園面積の合計が300㎡以上 10,000円

2 上半期又は下半期のみ活動を行う場合においては、前項の規定により算出した額に2分の1を乗じて得た額から100円未満を切り捨てた額とする。

3 市長は、活動の内容、難易度等により、助成金の交付を受けようとする者と協議のうえ助成金交付額を増減することができる。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付して、自治会等協働公園

維持活動助成金交付申請書(別記様式第1号)を、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会等協働公園維持活動実施計画書(別記様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、自治会等協働公園維持活動助成金交付決定通知書(別記様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定について、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この助成金は、この要綱に基づく活動以外に使用しないこと。
- (2) 活動の内容を変更し、又は活動を中止しようとする場合は、市長の承認を得ること。
- (3) 活動が予定の期間内に終了しない場合又は活動の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 市長は、助成金の交付決定を受けた者(以下「助成団体」という。)が第3条第1項第1号に規定する除草清掃を行う場合においては、活動実施期間中は当該公園での除草清掃は行わないものとする。
- (5) 市長は、活動が適正に行われていることを期するため、必要があると認めるときは、活動の実施状況の報告を求め、又は実地調査を行うことがあること。
- (6) 助成の目的に反するときは、助成金の一部又は全部を返還させることがあること。
- (7) 活動の遂行に関しては、この要綱の規定を遵守すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(活動の報告)

第7条 助成団体は、上半期及び下半期の各期間活動終了後、上半期においては9月30日、下半期においては2月末日までに、自治会等協働公園維持活動実績報告書(別記様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 助成団体は、活動終了後、直ちに、自治会等協働公園維持活動終了報告書(別記様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(活動計画の変更)

第8条 助成団体は、活動計画を変更しようとするときは、次に掲げる書類を添付して、自治会等協働公園維持活動計画変更申請書(別記様式第6号)を、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 自治会等協働公園維持活動変更実施計画書(別記様式第7号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受け付けたときは、当該申請書に係る計画の変更及び助成金交付の適否を審査し、必要と認めるときは、自治会等協働公園維持活動助成金変更決定通知書(別記様式第8号)により、助成団体に通知するものとする。

(確定通知)

第9条 市長は、第7条第1項の終了報告書を受け付けた場合において、当該終了報告書に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その活動の成果が助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、自治会等協働公園維持活動助成金確定通知書(別記様式第9号)により当該助成団体に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付)

第10条 助成金交付請求は、自治会等協働公園維持活動助成金交付請求書(別記様式第10号)において行うものとする。

2 助成金の交付は、実際に活動を行った期間のうち各1回ずつとし、1回の交付額は、第4条第1項の規定により算出した額に2分の1を乗じて得た額を超えることができない。

(交付取消し等)

第11条 市長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当する場合には、助成金の交付決定若しくは確定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金を目的外に使用したとき、不当に使用したと認められるとき、又は使用しなかったとき。
- (3) 助成金の交付に付した条件に違反したとき。
- (4) 活動の実施結果について確認が得られなかったとき。
- (5) 報告書の内容と事実が違っていたとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の取消し又は変更を行った場合において、助成金の全部若しくは一部の支払を停止し、又は期日を定めて返納を命ずることができる。

(延滞金)

第13条 市長は、前条の場合において、助成金の返還が納期限までに行われなかったときは、当該助成団体に対し、規則第15条の規定を適用するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。